

証明書発行手数料・諸手続費用

○証明書発行手数料

在学証明書、成績証明書、健康診断書などは、1号館・1階玄関ホールにある証明書自動発行機で発行・申込が可能です。

また(1)即時発行できるものと、(2)申請書で申し込むものがあります。なお、操作には学籍番号とパスワードの入力が必要です。

○証明書自動発行機の稼働時間 [平日のみ] 8:30～19:00

○窓口取扱時間 [平日のみ] 9:00～17:45

(1) 証明書自動発行機で即時発行できるもの

種別	金額		取扱窓口
	和文	英文	
在学証明書	300円	-	証明書自動発行機
成績証明書	300円	-	
卒業見込証明書	300円	-	
健康診断書	300円	-	
学割証	無料	-	

(2) 証明書自動発行機で申請書を発行して、各窓口で申し込むもの

種別	金額		取扱窓口
	和文	英文	
通学証明書	無料	-	学務課
在学証明書	-	600円	
成績証明書	-	600円	
卒業見込証明書	-	600円	
卒業証明書	300円	600円	
学力に関する証明書(教育職員免許状申請用)	600円	-	
教育職員免許状取得見込証明書	600円	-	
社会福祉主事任用資格取得証明書・同取得見込証明書	600円	-	
指定保育士養成施設卒業証明書・同取得見込証明書	600円	-	
社会福祉士国家試験受験資格取得見込証明書	600円	-	
精神保健福祉士国家試験受験資格取得見込証明書	600円	-	
卒業(見込)証明書・社会福祉士指定科目履修(見込)証明書	600円	-	
卒業(見込)証明書・精神保健福祉士指定科目履修(見込)証明書	600円	-	
資格(任用資格)取得証明書・同取得見込証明書 (社会福祉主事・児童指導員・知的障害者福祉司)	600円	-	
建築士試験指定科目修得単位証明書・卒業証明書	600円	-	
人物調査書	600円	1,200円	キャリア支援センター
推薦書	600円	1,200円	

(2026年3月31日現在)

<備考>

- ・証明書の郵送を希望する方は、経理課窓口にて切手を購入してください。
- ・実習等で定期券を使用する場合は、通常の通学証明書ではなく「定期券の特認発行申請」(無料)を発行してください。(使用開始1ヶ月前申請)
- ・英文の各種証明書については、発行に2～3週間ほどお時間をいただきます。
- ・就職関係で証明書の封緘が必要な時は、キャリア支援センターにお声掛けください。
- ・各証明書の発行は、原則として電話による申込はできません。
- ・長期休業期間(お盆・年末年始等)は利用できません。
- ・その他、メンテナンスや運用時間に変更がある場合は、別途通知いたします。

証明書発行手数料・諸手続費用

○諸手続費用

本学で各資格課程の受講を希望する者や学外実習科目を履修する者は、証明書自動発行機にて登録料を支払い、手続きをする必要があります。また、再試験の場合や資料再配布を希望する場合も別途手数料がかかります。納入日等については別途案内いたします。

<手続きが必要な資格課程>

- ・教育職員免許状取得希望者
- ・社会福祉士国家試験受験資格取得希望者
- ・精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者
- ・保育士資格取得希望者

<手続きが必要な資格登録申請>

- ・パラスポーツ指導員資格登録希望者

種別		金額	備考	取扱窓口
大学 共通	再試験料（証紙代）	3,000 円	1 科目につき	経理課
	教職課程登録料	30,000 円		
	教育実習履修費 A	30,000 円	「教育実習Ⅰ」	
	教育実習履修費 B	20,000 円	「教育実習Ⅱ」	
	パラスポーツ指導員資格登録申請書	9,300 円		
	学生証再発行料	1,200 円		
	学生便覧再配布料	700 円	1 冊につき	
	各種ID・パスワード再発行	一律300 円	1 回につき	
	その他資料再発行・再配布手数料	300 円	1 枚につき	
	社会 福祉 学部	特別支援学校教諭課程登録料	20,000 円	
特別支援教育実習履修費		20,000 円	「特別支援教育実習」	
社会福祉士受験資格課程登録料		30,000 円		
精神保健福祉士受験資格課程登録料		30,000 円		
ソーシャルワーク実習履修費		60,000 円	「ソーシャルワーク実習」	
精神保健福祉援助実習履修費 A		50,000 円	※ 1	
精神保健福祉援助実習履修費 B		40,000 円	※ 2	
保育士課程登録料		30,000 円		
保育実習履修費 A		30,000 円	「保育実習Ⅰ」	
保育実習履修費 B		20,000 円	「保育実習Ⅱ 又はⅢ」	

(2026 年 3 月 31 日現在)

※ 1 精神保健福祉援助実習を単独履修する場合

※ 2 「ソーシャルワーク実習」を終了した者（同時履修中を含む）が「精神保健福祉援助実習」を履修する場合